

個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要とされています。

ただし、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第3号において「個人データを共同で利用する場合であって、共同して利用される個人データの項目、利用目的及び個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないこととし、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人データを他に提供できるとされています。

当組合が保有する個人データについて、共同での利用する事業は、以下のとおりです。

1. 健康診断事業

1	共同利用する趣旨 被保険者（社員）の健康管理を考える上で、健康診断を事業主と共同で実施することは効率的、効果的である。そのため、個人データ等を事業主と共同で利用します。
2	共同利用する個人データの項目 健診票、問診票、保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、事業所名、生活習慣に関する情報、健診受診日、健診機関名、健診値、所見、判定結果、指導事項
3	共同利用者 ○ナイスグループ健康保険組合 保健事業担当者 ○被保険者が属する事業所の健康診断担当者
4	共同利用目的 健診結果に基づいて行う被保険者への事後指導等を効果的に行うため
5	個人データの管理について責任を有する者 ○ナイスグループ健康保険組合 常務理事 ○被保険者が属する事業所の健康診断を統括する者

2. 特定保健指導

1	共同利用する趣旨 特定保健指導対象者の疾病予防を考える上で、特定保健指導を健保連神奈川連合会と共同で実施することは効率的、効果的である。そのため、個人データ等を健保連神奈川連合会と共同で利用します。
2	共同利用する個人データの項目 保険証の記号・番号、氏名、生年月日、性別、健診結果数値
3	共同利用者 ○ナイスグループ健康保険組合 保健事業担当者 ○健保連神奈川連合会 共同設置保健師
4	共同利用目的 特定保健指導を効果的に行うため
5	個人データの管理について責任を有する者 ○ナイスグループ健康保険組合 常務理事 ○健保連神奈川連合会 健保組合支援共同事業を統括する者

3. 高額医療費給付に関する交付金交付事業

1	<p>共同利用する趣旨</p> <p>健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。</p>
2	<p>共同利用する個人データの項目</p> <p>前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目</p>
3	<p>共同利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ナイスグループ健康保険組合 交付金交付事業担当者 ○健康保険組合連合会 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ ○健保連の業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社
4	<p>共同利用目的</p> <p>当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。</p> <p>健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。</p>
5	<p>個人データの管理責任者名及び住所並びに法人代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ナイスグループ健康保険組合 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-1 理事長 杉田 理之 管理責任者 常務理事 長峰 岳徳